

事務局だより

理念 《自主・自立・共働・共助》

公益社団法人大分市シルバー人材センター
大分市金池町3丁目2番3号
☎097-538-5575 FAX: 097-538-5576
URL: <https://oita.o-sjc.com/>
2026年4月号 (発行日 令和8年3月25日)

令和8年4月1日(水)営業時間変更のお知らせ

年度初めのため 9時から営業します。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

翌営業日以降は通常営業 (8:30~17:00 昼休み12:00~13:00)

休業のお知らせ

令和8年5月2日(土)~5月6日(水)

※GW休業のため

○4月の就業が終わりましたら、速やかに就業報告書のご提出をお願いいたします。

○休業期間中につきましては、FAXまたは事務局ポストに投函してください。**現金のポスト投函は厳禁**です。

※提出が遅れた場合、給与又は配分金のお支払いが翌月になる場合があります。



○連休中の事故等の連絡については、事前に担当職員と打ち合わせをお願いいたします。

継続就業の受注番号が変わります

新年度の開始に伴い、継続業務に就業されている方に継続用の就業報告書を配布しますので、令和8年度からは新たな用紙をご使用ください。

※受注番号“508”から始まる8桁の番号が用紙左上に記載されています。

前期草刈り講習会のお知らせ



予約制

令和8年度前期草刈り講習会を開催いたします。草刈り部会入会を希望される方は、令和8年4月21日(火)までにお申し込みください。

事前説明	令和8年5月12日(火)	大分市シルバー人材センター
安全講習	令和8年5月19日(火)	
実技講習	令和8年5月21日(木)	クラサスタジアム

新入会員研修会の開催について

予約制

新入会員研修会を開催いたします。事故のない就業のための「安全第一」の確認や、「接遇」など就業にあたって皆様のお役に立つ研修となっています。

日時	令和8年3月27日(金) 10:00~
場所	大分市シルバー人材センター 第一会議室

就業会員募集中

令和8年3月25日現在

勤務地	業種	仕事内容	就業時間	備考	担当
田原	就労支援施設	利用者見守り 調理補助	9:00~16:00 (4~5時間程度)	月~金 週3日程度	荻
日吉原	ガス会社	清掃	7:00~12:00	月・水・木	
東大道 未広町	ビル管理	ビル清掃	① 7:10~10:10 ② 7:30~16:00	月・火・木~土曜日・ 祝日(要相談)	工藤
鶴崎	ビル管理	銀行事務センター 清掃	7:10~10:10	月・火・木~土曜日・ 祝日(要相談)	
戸次	障害者施設	食事準備作業	① 6:30~9:30 ② 10:00~13:00 ③ 14:30~18:30	週20時間未満	
緑ヶ丘	こども園	食器洗浄・片付け	① 12:00~14:00 ② 14:00~16:00	月~土曜日 週20時間未満	
城南	幼稚園	保育補助	15:00~18:00	月~土(週3日程度)	平松
高江	中古車販売	データ入力、書類 整理、発送、清掃	9:00~17:00 うち3時間以上	月・火(月4回程度)	
賀来	福祉施設	調理補助	11:00~14:00	週3回	
公園通り	スーパー	水産部門(食品パ ック詰め、品出 し、値付け等)	7:00~15:00 うち4~5時間	週3~4日 (週20時間未満)	白木原

最新の求人情報はこちらから

<会員クラウドサービス>



<ホームページ>





作業会員募集中



単発業務

担当:野々下

1日～数日の不定期なお仕事です。

網戸



墓所



清掃



移動・搬出



※お問い合わせいただいた方から優先的に連絡します。

草取り作業

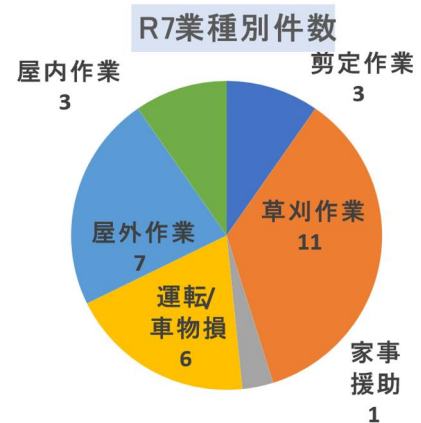
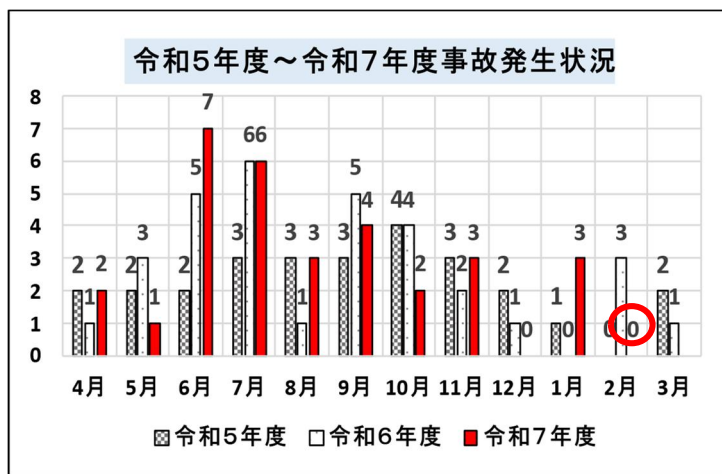
担当:甲斐

実技等の受講は必要ありません。

興味がある方はぜひお問い合わせください。



日々の就業お疲れ様です。
2月は無事故で、本年度2回目の事故ゼロでした。
「安全はすべてに優先する」・「安全無くして就業なし」を
念頭に、引き続き安全就業の徹底をお願いします。

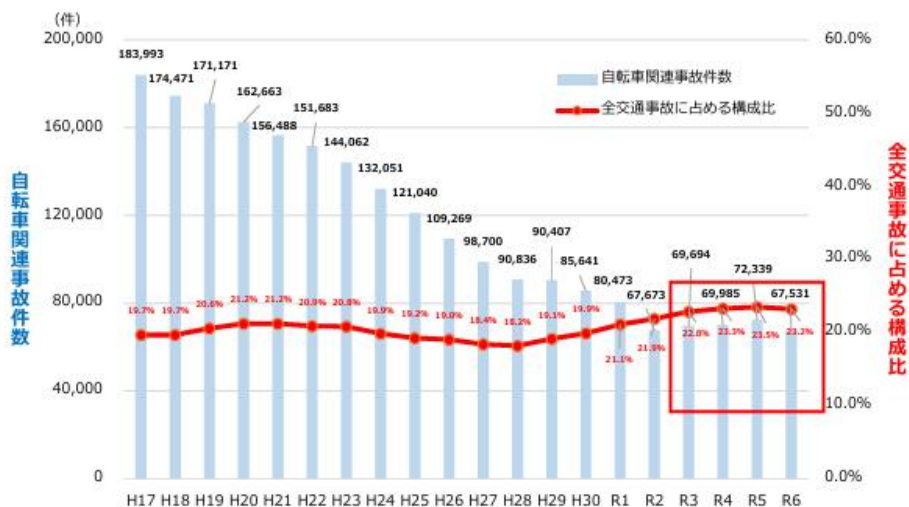


2026年4月から自転車にも 交通反則通告制度(青切符制度)が適用されます

ポイント

- 道路交通法上、自転車も車両の仲間で、自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性がある。
- 自転車を安全・安心に利用するため、自転車安全利用五則を守ることが大切。
- 自転車の交通違反を繰り返したときは、自転車運転者講習の受講必要。
- 自動車や原動機付自転車の運転免許を保有している者が、自転車乗用中に重大な事故や違反をした場合には、免許停止の可能性も。
- 自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります。
- 単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われます。

自転車関連事故は年間7万 件前後（表1）と横ばいで推移しており、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車と歩行者の事故の発生件数は増加傾向にあります。



自転車関連事故件数及び全交通事故に占める構成比の推移（表1）

自転車と自動車の事故は減少傾向ですが、年間約5万件発生しており、自転車関連事故の約8割を占めています。さらに、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があります。自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性があり、自転車を安全・安心に利用するため、自転車安全利用五則を守ることが大切です。

自転車安全利用五則 （令和4年11月1日交通対策本部決定）

- ①車道が原則、左側を通行、歩道は例外※、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

※例外として

- ①歩道通行可の標識がある時
- ②13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体が不自由な方
- ③車道又は交通の状況から、やむをえないと認められるとき



ヒヤリハット事例

- 信号がある横断歩道で、青信号になったため横断歩道を渡ろうとした瞬間、車の横を通り抜けた自転車が目の前を通過し、接触の危険を感じた。

車道側は赤信号であり、自転車は信号無視であった。

この件を踏まえて、青信号は“進め”ではなく、“進行することができる”ということを再認識した。

〈対策〉

- ・信号が青であっても安全確認を行う。
- ・歩行者用の青信号の意味は“進行することができる”ということを忘れない。



自転車側の信号無視が原因ですが、「相手が止まるはず」ではなく、自分のためにも必ず安全確認をお願いします。

上記にもありますが、道路交通法上、自転車は車両の仲間です。車同様、自転車も交通ルールの遵守をお願いします。